

令和4年度 千代田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針

1 基本方針

千代田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成30年8月31日付 第292号。以下「実施要綱」という。）第6条に基づき、実施要綱第1条に定める障害福祉サービス事業者等に対して、障害者（児）福祉に係る諸制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、監査については、法令・基準条例違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

なお、実施にあたっては、東京都及び関係区市町村と適宜連携し、指導及び監査体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的に行うものとする。

2 指導の重点事項

(1) 適正な事業運営と透明性の確保

ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 有資格者により提供すべきサービスを、無資格者が提供していないか。

ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等を請求しているか。

エ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。

オ 運営規定、重要事項説明書等において、利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

カ サービス提供記録並びに従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録等が整備されているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に即して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。

イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連絡体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情や事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応がとられているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点事項

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付費等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿種類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 指導目標

(1) 集団指導

講習方式により、制度改正等における必要な情報の周知を行うため、年に1度実施する。なお、実施にあたっては、事業者連絡会との合同実施に努める。

(2) 実地指導

区内障害福祉サービス事業者等に対し、10件（サービス事業数）程度実施する。

5 実地指導の対象の選定

実地指導の対象事業者の選定は、実施要綱第5条別表に掲げる基準に基づき、原則として令和4年4月1日時点で現存する障害福祉サービス事業者等の中から選定するものとする。ただし、年度途中で指定を受けた事業者のうち、区長が必要があると認めた事業者についても、実地指導の対象とする。

なお、区内利用者に対するサービス提供実績並びに東京都及び高齢介護課が実施する実地指導等と対象事業者の調整を行うものとする。

6 指導検査基準

東京都の指導との標準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」及び「指定障害者支援施設等指導検査基準」に準じるものとする。

ただし、指定計画相談支援については、区独自の基準を別に定めるものとする。